

「神奈川県飲用井戸衛生管理要綱の実施について」の一部改正の概要

1 改正の趣旨

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第36号）の施行（令和6年4月1日）により水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

- ・ 6（5）の「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改める。

3 施行日

令和6年4月26日